

【オーストラリア】金融危機への対応策

海外立法情報調査室・松尾 和成

*「世界的金融危機は、世界中のいたる所で経済に大混乱を起こし続けている。経済先進地域での成長は事実上減速しており、既に景気後退に入った所もある。オーストラリアは関係ないというわけにはいかない。…世界大恐慌以来最も困難な経済状況に直面して、ラッド政権は、この危機の余波から自国の金融システムを守る方策に全力を傾注してきた。」（注 1）以下、2008年 10 月 12 日からの金融危機への対応の動きと対応策の概要を紹介する。

【金融危機をめぐる 10 月 12 日の政府発表】

政府は、金融システムの安定性を促進し、また、自国の金融機関の確実性と信頼性を増進するために、次の 2 つの方策を取ることを発表した。

- オーストラリア法人であるすべての銀行等、すなわち、オーストラリア人が所有するすべての銀行、外国の銀行の現地法人である子会社、信用組合及び住宅金融組合に預けられた預金については、政府が 3 年の間は保証すること。
- すべてのオーストラリア法人である銀行等に対し、申込制かつ有料制のベースで、その資金調達を政府が保証すること。

前者については、10 月 15 日に下院に提出され、翌日には上院を通過し、同月 17 日に裁可を受けた、2008 年金融システム法制改正（金融請求権スキームその他の措置）法（注 2）により、100 万ドル（注 3）までの預金の保護がいち早く実現された。

【金融危機をめぐる 10 月 24 日の政府発表】

政府は、残課題となった、金融機関の行う資金調達の政府保証と 100 万ドルを超える部分の預金保護の仕組みの詳細について、明らかにした。これによれば、

- 預金のうち 100 万ドルを超える部分は、料金を支払うことで預金保証の利益に与ることができる。
- 返済期限が 60 か月までの資金調達は、料金を支払うことで資金調達保証の利益に与ることができる。
- 外国の銀行の支店は、預金と資金調達の保証の利益を受けられるものの、一定の制約を伴う。

これらの措置は、11 月 28 日から実施されるものとされた。

【11 月 28 日以降の保証メカニズム】

11 月 28 日以降、政府は、2 つのメカニズムを通して預金と資金調達の保証を実施していくことになった。すなわち、

- 少額預金（オーストラリア法人である銀行に預けられた預金の 100 万ドルまでの部分をいう）は、従来通り、銀行法に設けられた「金融請求権スキーム」に

より保護される。

- 多額預金（オーストラリア法人である銀行に預けられた預金で 100 万ドルを超える部分、又は外国銀行のオーストラリア支店に預けられた預金をいう）及び資金調達、いずれも新たな「多額預金及び資金調達に対する保証スキーム」の下で保護することが可能となった。

【多額預金及び資金調達に対する保証スキームの策定】

このスキームは、11 月 20 日に蔵相が署名して作成された契約の形式をとっている、「保証の証書」(注 4) 及び「多額預金及び資金調達に対する政府保証スキーム規則」(注 5) (以下、「政府保証スキーム規則」という。) によってもたらされた。また、このスキームの運営には、オーストラリア準備銀行があたる。

「保証の証書」に基づく受取人による一切の請求は、政府保証スキーム規則の定めるとおりにオーストラリア準備銀行に対してなされなければならない。

【2008 年多額預金及び資金調達に対する保証スキーム歳出配分承認法の制定】

この法律 (注 6) は、政府保証スキーム規則に定めるとおりに「保証の証書」に基づく請求が支払われるよう歳出配分を定めるとともに、請求が支払われるべき時に統合歳入基金に資金が不十分な場合に、これらの請求への支払いのために借入れを行う権限も定めたものである。歳出配分法ではあるが、具体的な金額は現時点では定量化しえないものとして示されていない。11 月 25 日に下院に提出され、翌日には上院を通過、同月 27 日に裁可を受けた。

歳出配分

統合歳入基金からの資金は、2 つの目的のために使用される。1 つは、政府保証スキーム規則の定めるとおりの「保証の証書」に基づく請求への支払いに充てられる。もう 1 つは、その支払いのためになされた借入れ及びその利息の償還を行うためである。

借入れ

所管大臣の借入れの権限は、万が一の事態にスムーズな支払いが可能となるよう予め定められているもので、以って投資家の安心感を促進する狙いがある。借り入れた資金は、統合歳入基金に償還される。この借入は、24 か月を超える期間にわたってはならない。

注(インターネット情報は 2008 年 12 月 16 日現在である。)

(1) ラッド内閣蔵相スワンの下院第二読会での演説

<<http://www.treasurer.gov.au/DisplayDocs.aspx?doc=speeches/2008/046.htm&pageID=005&min=wms&Year=&DocType=1>>

(2) Financial System Legislation Amendment (Financial Claims Scheme and Other Measures) Act 2008

(3) ドルの表記はすべてオーストラリアドル。2008 年 12 月 16 日現在 1 オーストラリアドルは約 61 円。

(4) The Deed of Guarantee

(5) Australian Government Guarantee Scheme for Large Deposits and Wholesale Funding Rules

(6) Guarantee Scheme for Large Deposits and Wholesale Funding Appropriation Act 2008